

「同種工事の施工実績」、「配置予定技術者の施工実績」の証明資料について

都市局建築部が所掌する建築工事の総合評価落札方式の実施要領書において、「同種工事の定義」に以下の項目が設定されている場合は、その項目にある内容が具体的に記載されている資料を提出してください。

提出された証明資料<sup>※1</sup>で施工実績が確認できない場合は、書類不備となります。

- (1) 構造を設定している場合、その構造種別（鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）、鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）など）の記載がある資料
- (2) 面積を設定している場合、その数値（延床面積〇〇〇〇㎡など）の記載がある資料  
※平面図や求積図等の図面から算定しなければならないものは添付書類不備とする
- (3) 用途を設定している場合、その用途（事務所・庁舎など）の記載がある資料
- (4) 階数を設定している場合、その階数（3階建てなど）の記載がある資料
- (5) 工事種別を設定している場合、その工事種別（新築、増築、改修、解体など）の記載がある資料
- (6) 工事内容を設定している場合、その工事内容（屋上防水改修<sup>※2</sup>、外壁改修<sup>※3</sup>、内装改修<sup>※4</sup>、電気設備、給排水設備、空調設備など）の記載がある、又はコリンズ竣工時登録の写し等にその工事内容の記載がないが、仕上表等の図面で確認できる資料  
(注意)
  - ・「屋上防水改修又は外壁改修」を設定している場合、外部改修工事の実績では、屋上防水改修又は外壁改修をおこなっていることが確認できる資料
  - ・「屋上防水改修及び外壁改修」を設定している場合、外部改修工事の実績では、屋上防水改修及び外壁改修をおこなっていることが確認できる資料
- (7) 学校等で敷地内に複数棟ある場合、敷地内で同種工事を実施した棟の施工実績であることが確認できる（1）から（6）の資料

※1 コリンズ竣工時登録の写し、契約図書（契約書、図面や数量内訳書等、認定書等）の写し。

※2 「屋上防水改修」とは、公共建築改修工事標準仕様書3章「防水改修工事」のうち屋上防水層の改修工事をいう。

※3 「外壁改修」とは、公共建築改修工事標準仕様書4章「外壁改修工事」をいう。エレベーター設置、給食室増築等に伴う既存校舎との接続部の外壁等補修は、外壁改修工事に含まない。

※4 「内装改修」とは、公共建築改修工事標準仕様書6章「内装改修工事」をいい、床・壁・天井のいずれか1部位以上の改修工事を対象とする。建具改修工事・塗装改修工事・耐震改修工事・環境配慮改修工事は対象外とする。（学校のトイレ改修など内装改修を行っていることが明らかなものは対象とする。）